

## 只木ゼミ 後期第一問 検察レジュメ

文責：2班

### 、設問<sup>1</sup>

化学製品を製造するA会社の社長B、および工場長Cは、二年の間にわたって、甲川の河口海域に隣接する同会社の乙工場から当該海域に排出し、もって同海域に生息する魚介類を汚染した。そして、乙市民の複数がこれを食べ、水俣病に罹患するに至った。これらの罹患患者のうち、丙は当時、お腹に丁を身ごもっており、丙による当該摂食により、丁もまた水俣病に罹患し、死亡するにいたった。本件における、B、Cの丁に対する罪責について論ぜよ。

### 、問題の所在

本問BおよびCは、化学製品を製造するという業務者たる地位に基づいて、業務上必要な注意義務を全うせず、周辺海域に科学物質を排出したことで、妊娠中の丙の腹中にいた丁を水俣病に罹患させ、それにより死亡させているので、業務上過失致死罪(211条 項)が成立しないか。

そもそも、B及びCの行為は、丁が胎児の時期に行われているので、刑法上、「人」ではない胎児に対する傷害を処罰し得るか、処罰し得るとしても、事実上は胎児に対する傷害をいかに構成するか、自由保障機能(罪刑法定主義)の観点から問題となる。

### 、学説の状況

#### A説(胎児傷害説)

・人の萌芽である、胎児に対する傷害は、人に対する傷害と危険性を異にするものではないので、胎児に対する傷害を認める説。

#### B説(母体一部傷害説)

・胎児を母体の一部と考え、胎児に対する傷害は母体の一部に対する傷害であるとする説。

---

<sup>1</sup> 判例(最決昭和63年2月29日刑集42巻2号314頁)

### C 説(母体機能傷害説)<sup>2</sup>

- ・胎児を病変せしめる傷害は、母親の「健康な子供を出産する」という機能を傷害したとする説。

### D 説(生まれてきた人傷害説)<sup>3</sup>

- ・胎児に対する傷害を、生まれてきた「人」に与えられた傷害とする説。

### E 説(胎児に対する傷害否定説)<sup>456</sup>

- ・胎児は「人」ではないので、実行行為時に、「人」でない胎児に対する傷害を否定する説。

、裁判例(熊本地判昭和 54 年 3 月 22 日刑月 11 卷 3 号 168 頁)

#### 1、事実の概要

長年月にわたり工場排水を、無処理のまま水俣湾などに放出した結果、魚介類を汚染し、それを食べた人を通じてその胎児を病変せしめ、出生後死亡させた。

#### 2、判旨

「過失致死罪の客体である人は存在しないが、胎児に傷害を生じさせれば出生後に人となってから致死の結果を生じさせる危険が存在するので、実行行為時に人が存在しなくとも業務上過失致死は成立する。」

#### 、学説の検討

まず、E 説(胎児に対する傷害否定説)は、構成要件が胎児を保護法益主体として、直接肯定しているのは、墮胎罪(212 条以下)のみであると考えるが、それでは刑法上「人」ではない胎児の生命を、未だ胎児の時点で断絶した行為は墮胎罪(212 条以下)として、処罰されるが、胎児の時点で与えた傷害が原因で、その後生まれてきた「人」に死亡結果が生じた場合は処罰できないことになる。しかしそれでは、「人」ではない胎児の生命を断絶した前者

<sup>2</sup> 藤木英雄『刑法講義各論』(1976)弘文堂 188 頁以下

<sup>3</sup> 藤木英雄『刑法講義各論』(1976)弘文堂 189 頁以下

<sup>4</sup> 大谷實『刑法講義各論』第 3 版(1990)成文堂 29 頁以下

<sup>5</sup> 大塚仁『刑法概説各論』第 3 版増補版(2005)有斐閣 9 頁以下

<sup>6</sup> 前田雅英『刑法各論講義』第 4 版(2007)東京大学出版会 29 頁以下

は処罰できて、「人」に死亡結果を生じさせた後者を処罰できないことになり、妥当でない。

そこで、刑法は胎児に対する傷害が「人」の時点で生じた場合、「人」に対する傷害の罪を予定していると考えるが、A説(胎児傷害説)およびD説(生まれてきた人傷害説)は直接胎児を「人」と考える点で、刑法の重要機能である自由保障機能(罪刑法定主義)を看過しているため妥当でない。

そして、C説(母体機能傷害説)は、行為者が与えた傷害は出産機能に対するものであるとしているが、それでは、母親のみに与えられた傷害と考えるほかなく、実際に傷害結果を生じさせられた胎児との実質的關係を説明できず、妥当でない。

思うに、刑法は胎児に対する傷害が「人」の時点で生じた場合、「人」に対する傷害の罪を予定しているので、その点を考慮した上で胎児に対する傷害を(間接的に)肯定し、あくまでも母親という「人」の一部に対する傷害と構成することで自由保障機能(罪刑法定主義)にも反しないB説(母体一部傷害説)が妥当である。

よって、検察はB説(母体一部傷害説)を採用する。

#### 、本問の検討

本問において、化学製品を製造するという業務者たる地位にあるBおよびCは、その製造過程において、当然に課せられている危険発生に対する注意義務に二年間違反し続け周辺地域の魚介類を汚染し、それを食べた丙という「人」の一部に水俣病罹患という病変を生ぜしめ、よって、出生後その一部である丁という「人」を死に至らしめているので、業務上過失致死(211条 項)が成立する。

#### 、結論

以上よりBおよびCには、業務上過失致死(211条 項)が成立し、その罪責を負う。

以上